

肝炎治療医療費助成制度

B型及びC型ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療）を受けられる方に…

1 この制度は

次の肝炎治療に対する医療費を助成する制度です。

- (1) C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療
- (2) B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療

2 対象となる方は

次のいずれかが該当する方が対象となります。

- (1) 岐阜県内に住所がある方。
- (2) 医療（健康）保険に加入している方。
- (3) 上記1の治療であって保険適用になっている医療が必要と診断された方。
※ 詳しくは、保健所又は岐阜県健康福祉部感染症対策推進課までお尋ねください。

3 助成の内容は

- B型及びC型ウイルス性肝炎の抗ウイルス療法にかかる保険診療の患者負担額から、下記の自己負担限度額を除いた額を助成します。

肝炎治療特別促進事業における自己負担限度額表

階 層 区 分		自己負担限度額(月額)
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

- 入院時食事療養標準負担額・入院時生活療養費標準負担額、保険診療以外の費用（室料差額など）は助成の対象となりません。

4 助成の期間は

- 助成の期間は、原則として保健所が申請書を受理した日の属する月の初日から1か年を限度とします。（受給者証の有効期間は1年以内で、治療予定期間に即した期間となります。）

5 申請手続きは

- 申請先
住所地を管轄する保健所・センターに提出してください。
- 申請書及びそれに添付する所定の診断書などの用紙は保健所・センターで配布しています。
- 申請に必要な書類
 - (1) 肝炎治療受給者証の交付申請書
 - (2) 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
 - (3) 世帯全員の住民票の写し
(マイナンバーの記載のないもの)
 - (4) 健康保険被保険者証等の写し
 - (5) 世帯全員の市町村民税課税証明書

※ 階層区分が自己負担額最高（2万円）となることを了承していただいた上で、(5)世帯全員の市町村民税課税年額を証明する書類の添付を省略することもできます。
その場合は、(6)自己負担限度額に関する同意書が必要です。

6 問い合わせ先・書類提出先は

肝炎治療の医療費助成についてわからないことがありましたら、住所地を管轄する保健所又は岐阜県健康福祉部感染症対策推進課感染症対策第二係（058-272-8860）へお問い合わせください。

保健所名	所在地	電話番号	管轄市町村
岐阜市 中市民健康センター	岐阜市都通2-19	058-252-0632	岐阜市
岐阜市 南市民健康センター	岐阜市茜部菱野1-75-2	058-271-8010	
岐阜市 北市民健康センター	岐阜市長良東2-140	058-232-7681	
岐阜保健所	各務原市那加不動丘1-1	058-380-3004	羽島市、各務原市、羽島郡
※岐阜保健所 本巣・山県センター	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内第1棟6階	058-213-7268	山県市、瑞穂市、本巣市、本巣郡
西濃保健所	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111 (内線275)	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡
※西濃保健所 揖斐センター	揖斐郡揖斐川町上南方1-1	0585-23-1111 (内線262)	揖斐郡
関保健所	美濃市生櫛1612-2	0575-33-4011 (内線375)	関市、美濃市
※関保健所 郡上センター	郡上市八幡町初音1727-2	0575-67-1111 (内線352)	郡上市
可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111 (内線364)	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東濃保健所	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111 (内線362)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111 (内線259)	中津川市、恵那市
飛騨保健所	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111 (内線310)	高山市、飛騨市、大野郡
※飛騨保健所 下呂センター	下呂市萩原町羽根2605-1	0576-52-3111 (内線352)	下呂市

※：本巣・山県センター、揖斐センター、郡上センター、下呂センターについては書類の受付のみ行います。申請に関するお問い合わせは各保健所へお願いします。

7 認定されると

- 認定されると、「肝炎治療受給者証」が交付されます。
- 「肝炎治療受給者証」を健康保険証等と一緒に医療機関の窓口に表示することで、B型及びC型ウイルス性肝炎の抗ウイルス療法にかかる医療費の助成が受けられます。

8 受給者証が交付されるまでの間に支払った医療費等は

- 受給者証の発行には申請から1～2か月程度かかります。
- 受給者証が届くまでの間に助成対象となる医療費を医療機関や薬局に支払った場合には、受給者からの請求によって対象となる医療費を払戻しにより助成します。

ただし、本事業による医療費助成よりも医療保険各法に規定されている高額療養費の制度が優先されるため、高額医療費に該当する金額については、岐阜県から助成されません。

- 払戻し（償還払い）の申込用紙は、保健所・センターで配布しています。